

## 資料4：日常生活圏域の設定

### 日常生活圏域の見直しについて

#### 1. 日常生活圏域とは

第3期介護保険事業計画の策定から、要介護高齢者等が住み慣れた地域においてサービス利用を可能とする観点から「日常生活圏域」を設定することになりました。

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件等を総合的に勘案して設定しますが、この日常生活圏域は、地域包括支援センターとの整合性を図るものとなっています。

#### 2. 今までの日常生活圏域の設定

本市では、第3期から第5期穴粟市介護保険事業計画において、高齢者のサービス利用の利便性を重視して中学校区を日常生活圏域とし、山崎西（三土中含む）、山崎南、山崎東、一宮南、一宮北、波賀、千種の7つを圏域と設定しました。

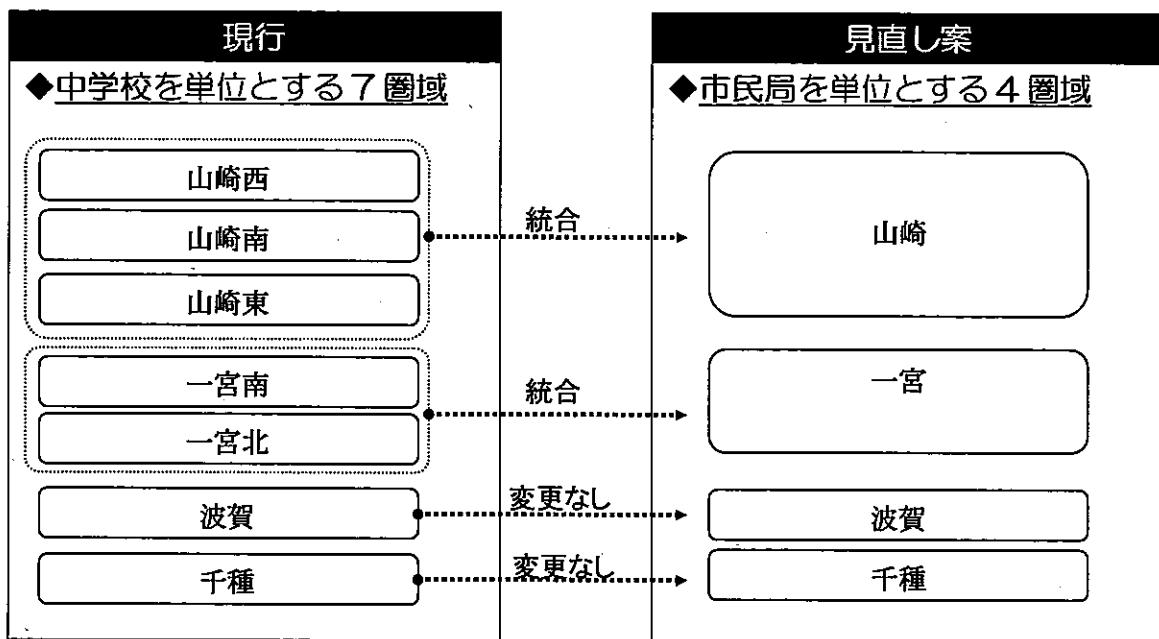
#### 3. 現状の日常生活圏域の問題点・課題

現行の中学校区を単位とする日常生活圏域は、以下に示す問題点・課題があります。

- (1) 高齢者にサービス提供するための施設数や保健福祉センター等の社会資源が圏域により偏重していて、バランスがとれていない。
- (2) 高齢者が自分の住んでいる圏域以外の事業所のサービスを利用しているケースが多く、現行の日常生活圏域がサービスの提供・利用の単位として機能していない。
- (3) 日常生活圏域と地域包括支援センター（サブセンター含む）の設置数・場所との整合が図っていない。
- (4) 既存の圏域は高齢者や住民の生活区域の実態とかい離していて、全市を7つに区分するような明確な生活圏域が形成されてない。

#### 4. 日常生活圏域の見直し案

第6期介護保険事業計画における日常生活圏域として、各市民局の範囲を単位とする「山崎」「一宮」「波賀」「千種」の4区域を設定します。



#### ●見直し後の効果

- ・高齢者、地域住民の実態としての生活区域に合った日常生活圏域を設定できる。
- ・社会資源の偏重の是正やサービス事業所の新規参入の誘導がより容易になり、サービスの利便性が向上する。
- ・高齢者介護の拠点となる入所施設、通所施設等の施設の圏域による偏在が解消できる。
- ・2025年（平成37年）を見据えた地域包括支援センターを中心とする地域包括ケアシステムの構築に適合した圏域となる。